

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の 3 の規定により、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和 8 年 4 月 27 日

金沢市農業委員会
会長 井口 栄市



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法
柚木町い 79	田	148	賃借権	水田	R8. 9. 1	5 年	別紙のとおり		
柚木町い 142	田	429							
柚木町い 143	田	123							
柚木町い 144	田	557							
柚木町い 145	田	558							
柚木町い 149	田	37							
柚木町い 150	田	365							
柚木町ろ 69	田	546							
柚木町ろ 70	田	41							
柚木町ろ 71	田	468							
柚木町ろ 72	田	110							
柚木町は 116	田	735							
柚木町は 117	田	66							
柚木町は 136	田	103							
柚木町は 137	田	557							

2 この公示は、1 の共有者不明農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

- 3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

※必ず記入例を確認してから氏名を署名して下さい。

整理番号	農地中間管理機構に権利の設定をする者(甲)	(氏名又は名称) [計画への同意を示す者] ※氏名は必ず署名	[同意印]	(住所) [計画への同意を示す者の住所]
	[ア]	亀井 勇	㊟	石川県金沢市
	農地中間管理機構(乙)	(氏名又は名称) [計画への同意を示す者]	[同意印]	(住所) [計画への同意を示す者の住所]
	[イ]	(公財) いしかわ農業総合支援機構 副理事長 新谷 和幸	㊟	〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館4階
	農地中間管理機構から権利の設定を受ける者(丙)	(氏名又は名称) [計画への同意を示す者]	[同意印]	(住所) [計画への同意を示す者の住所]
	[ウ]		㊟	

権利を設定する土地(A)				(乙)に設定する権利(B)							(丙)に設定する権利(C)							権利の設定をする土地の(甲)以外の権原者(D)			備考						
所在				現況地目	面積(m ²)	権利の種類	内容(土地の利用目的)	始期年月日	終期年月日	存続期間	借賃(円)		借賃の支払の相手方	借賃の支払方法	権利の種類	内容(土地の利用目的)	始期年月日	終期年月日	存続期間	借賃(円)		借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類		
市町	大字	字	地番								10aあたり	年額								10aあたり						年額	
金沢市	柚木町	い	79	田	148	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	148	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	い	142	田	429	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	429	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	い	143	田	123	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	123	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	い	144	田	557	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	557	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	い	145	田	558	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	558	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	い	149	田	37	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	37	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	い	150	田	365	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	365	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	ろ	69	田	546	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	546	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	ろ	70	田	41	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	41	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	ろ	71	田	468	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	468	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	ろ	72	田	110	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	110	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	は	116	田	735	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	735	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	は	117	田	66	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	66	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	は	136	田	103	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	103	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
金沢市	柚木町	は	137	田	557	賃借権	水田利用	R8.9.1	R13.8.31	5年	1,000	557	亀井 勇	毎年12月末迄指定口座振込													
計					4,843							4,843															

この計画に同意する。

農地中間管理機構に権利の設定をする者(甲) (住所) 石川県金沢市 (氏名又は名称) 亀井 勇

農地中間管理機構(乙) (住所) 石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館4階 (氏名又は名称) (公財) いしかわ農業総合支援機構 副理事長 新谷 和幸

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者(丙) (住所) (氏名又は名称)

農地中間管理機構に権利の設定をする者以外の者で権利の設定をする土地につき
所有権その他の使用収益権を有する者 (住所) (氏名又は名称)

この計画に添付する「様式第5-5,6,7号別紙 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等の申告書」への署名等は、この計画の丙の署名又は記名及び法人代表者印の押印をもって、代えるものとする。

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別表とする。丙が同一で、甲が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (A)欄は、大字別に記載する。
- (3) (A)欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで2段書きする。
なお、1筆の一部について権利が設定される場合には、○○○m²の内○○○m²と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (B)及び(C)欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借による権利」のいずれかを記載する。
- (5) (B)及び(C)欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば、水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B)及び(C)欄の「存続期間」は、「〇年」と記載する。
- (7) (B)及び(C)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る借賃)の額を記載する。
- (8) (B)欄の「借賃の支払の相手方」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者(代表者)を記載することができる。
- (9) (B)及び(C)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(現金払、口座振込等)を記載する。
- (10) (D)欄は、甲以外の使用収益権を有する者がいないときは記入を要しない(抵当権者の記入は不要)。
- (11) 同意については、[ア]、[イ]及び[ウ]の右欄(氏名又は名称)への署名等の所定の方法をもって、代えることができる。

【出し手(甲)→機構(乙)】

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、農地中間管理機構(以下、「乙」という。)に権利を設定する者(以下、「甲」という。)

と乙から権利の設定を受ける者(以下、「丙」という。)が協議して変更後の借賃額を定めた上で、甲、乙及び丙の3者で変更後の借賃額について同意文書を取り交わすことで、改訂する。借賃が一時的に0円となる変更については、借賃を免除する賃貸借契約とみなす。

(3) 借賃の支払猶予

天災その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予することができる。

(4) 転貸又は譲渡並びに農地中間管理機構から転借人に貸付が行われるまでの賃料と農用地等の管理

ア 乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

イ 乙から転借人に貸付が行われるまでの賃料は、「1各筆明細」に記載に関わらず発生しないものとする。

ウ 乙が本計画により権利の設定等を受けた土地について、丙に転貸後、乙と丙が農用地利用集積等促進計画に基づく契約を解約、解除され又は終了した場合、次の転借人へ当該土地を転貸するまでの賃料は、「1各筆明細」に記載に関わらず発生しないものとする。

エ 乙から転借人に当該土地を転貸していないときの農用地等の管理は、甲が行うものとする。

(5) 借賃の増額又は減額

ア 甲及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲及び丙は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲及び丙が協議して定める。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、現地において畦畔や可動性のない杭等を用いて隣地との境界を明らかにする。ただし、境界の明示に係る費用が発生した場合、甲は自己の費用で賄うものとする。

なお、丙の営農等により、境界明示に支障をきたす場合、甲と丙が協議して解決にあたるものとし、乙はこのことについて一切の義務を負わない。

(7) 障害の除去等

甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ丙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、丙の責めに帰ることができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が丙に修繕させることができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 丙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、丙の責任において市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲及び乙の同意を得なければならない。なお、丙は甲の同意を得た上で、このことについて乙に遅滞なく通知するものとする。また、丙が甲及び乙の同意を得て附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が甲に対して負い、収去に要した経費も丙の負担とし、乙は甲に対して収去に関する一切の義務を負わない。

イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、甲と丙が甲に対する償還の請求や附属物の売買契約等について協議し処理するものとする。なお、丙は甲に対して、附属物の利用に係る付帯事項(国庫補助事業を利用して附属物を設置した場合の利用条件等)を明らかにするものとする。

(10) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、甲及び丙が協議の上、別表2に定めることとし、別表2以外の負担金が発生した場合は、甲と丙が協議の上、処理するものとする。

エ 作付しない期間等に係る当該土地の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(11) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができない見込みがないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された権利に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(13) 賃貸借又は使用貸借の満了及び更新

当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は、各筆明細に定められた終期の日をもって満了となる。甲は引き続き当該土地を乙に貸し付ける場合、新たな農用地利用集積等促進計画の公告により権利を設定する必要がある。

(14) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日から原則として30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(9)による。)

ただし、天災その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。また、乙は、原状回復に関する一切の義務を負わないものとする。

(15) 権利取得者の義務

乙は、丙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

ア 当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

イ 甲は、当該促進計画への同意をもって、機構関連事業が行われることがあることに関する乙の説明について、その内容を承諾したものとする。

(17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙、県又は市町が協議する。